

第二百十六回 参議院商工委員会會議録第一号

平成五年二月十八日(木曜日)
午後零時四十分開会

委員氏名

委員長 斎藤 文夫君
理事 松尾 官平君
理事 吉田 達男君
理事 井上 計君
理事 尾辻 秀久君
理事 倉田 寛之君
理事 下条進一郎君
理事 前田 勲男君
理事 松谷蒼一郎君
理事 吉村剛太郎君
理事 谷畑 孝君
理事 峰崎 直樹君
理事 村田 誠醇君
理事 薬科 満治君
理事 浜四津敏子君
理事 和田 教美君
理事 市川 正一君
理事 古川太三郎君
理事 小池百合子君

委員

斎藤 文夫君
松尾 官平君
吉田 達男君
井上 計君
倉田 寛之君
下条進一郎君
前田 勲男君
松谷蒼一郎君
吉村剛太郎君
上山 和人君
谷畑 孝君
峰崎 直樹君
村田 誠醇君
浜四津敏子君
和田 教美君
市川 正一君
古川太三郎君
森 喜朗君
船田 元君
小粥 正巳君
矢部文太郎君
植松 勲君
糸田 省吾君
二田 孝治君
小村 武君
金子 孝文君

政府委員

公正取引委員会 委員長 小粥 正巳君
公正取引委員会 事務局長 矢部文太郎君
公正取引委員会 公正取引委員部長 植松 勲君
公正取引委員会 公正取引委員部長 糸田 省吾君
公正取引委員会 公正取引委員部長 二田 孝治君
公正取引委員会 公正取引委員部長 小村 武君
公正取引委員会 公正取引委員部長 金子 孝文君

事務局側

経済企画庁調整局長 長瀬 要石君
通商産業政務次官 達沢 一郎君
通商産業政務次官 鹿熊 安正君
通商産業大臣官房長 内藤 正久君
通商産業大臣官房総務審議官 江崎 格君
通商産業省貿易局長 渡辺 修君
通商産業省産業政策局長 熊野 英昭君
通商産業省立地公害局長 堤 富男君
資源エネルギー庁長官 黒田 直樹君
特許庁長官 麻生 渡君
中小企業庁長官 関 收君
常任委員会専門員 小野 博行君

本日の会議に付した案件

- 理事補欠選任の件
- 国政調査に関する件
- 産業貿易及び経済計画等に関する調査(通商産業行政の基本施策に関する件)(経済計画等の基本施策に関する件)(平成四年における公正取引委員会の業務の概略に関する件)

○委員長(斎藤文夫君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨年十二月十日、西野康雄君が、また、去る一月二十一日、合馬敬君が委員を辞任され、その補

欠として村田誠醇君及び斎藤哲男君がそれぞれ選任されました。

また、本日、薬科満治君が委員を辞任され、その補欠として上山和人君が選任されました。

○委員長(斎藤文夫君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(斎藤文夫君) 御異議ないと認め、そのとおり、理事に斎藤哲男君を指名いたします。

○委員長(斎藤文夫君) 次に、国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、産業貿易及び経済計画等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(斎藤文夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(斎藤文夫君) この際、通商産業大臣、経済企画庁長官、通商産業政務次官、経済企画政務次官からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。森通商産業大臣。

○国務大臣(森喜朗君) 昨年十二月に通商産業大臣を拝命いたしました衆議院の森喜朗でございます。委員長また理事、委員の皆様方の御指導、御鞭

達を賜りますようによろしくお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(斎藤文夫君) 船田経済企画庁長官。

○国務大臣(船田元君) 昨年十二月、経済企画庁長官に就任をいたしました船田元でございます。

委員長初め委員の皆様方の御指導、御協力のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(斎藤文夫君) 達次通商産業政務次官。

○政府委員(達次一郎君) このたび通商産業政務次官を拝命いたしました達次一郎でございます。森大臣を補佐いたしまして、鹿熊政務次官と力を合わせ、通商産業政策の遂行に全力を尽くしてまいります決意でございます。

委員長初め委員各位の格別の御指導と御鞭撻をどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○委員長(斎藤文夫君) 続いて、鹿熊通商産業政務次官。

○政府委員(鹿熊安正君) このたび通商産業政務次官を拝命いたしました鹿熊安正でございます。達次政務次官とともに森大臣のもと、通商産業行政に全力を傾注してまいりますので、委員長並びに委員各位の一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。一言ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)

○委員長(斎藤文夫君) 二田経済企画政務次官。

○政府委員(二田孝治君) 昨年十二月、経済企画政務次官に就任いたしました二田孝治でございます。

船田長官を補佐して、精いっぱい務めてまいりたいと思っておりますので、本委員会の皆様方の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○委員長(斎藤文夫君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

まず、経済計画等の基本施策に関し、経済企画庁長官から所信を聴取いたします。船田経済企画

庁長官。

○国務大臣(船田元君) 我が国経済の当面する課題と経済運営の基本的考え方につきましては、さきの経済演説において明らかにしたところでございますが、本委員会が開催されるに当たりまして、重ねて所信の一端を申し述べたいと思っております。

世界経済の動向を見ますと、アメリカ経済にこのところ明るさが見られ始めているものの、西欧諸国の景気は総じて停滞しており、また、旧ソ連地域、中・東欧諸国では、一部に明るさも見られるものの、総じて困難な状況が続いております。我が国経済の動向を見ますと、住宅投資に回復の動きが見られ、公共投資も堅調に推移しておりますが、個人消費、設備投資を中心に低迷しており、資産価格の下落もあって、厳しい状況に直面しております。一方、経常収支黒字は、引き続き前年水準より大幅に拡大しております。

こうした状況に対処するため、政府は、昨年三月の緊急経済対策に引き続き、昨年八月に史上最大規模の内需拡大策と金融面での諸施策を含む総合経済対策を決定し、政府一丸となってその円滑な実施を図っているところでありますが、現下の経済動向を勘案しますと、平成四年度の実質経済成長率は一・六％程度にとどまるものと考えられます。

以上のような状況を踏まえ、私は、平成五年度の経済運営に当たりましては、特に次の諸点を基本としてまいりたいと考えております。

第一は、我が国経済を、内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経路へできるだけ早く円滑に移行させることであります。

このため、平成五年度予算において、公共投資の積極的な拡大、住宅投資促進策の拡充など、国、地方を通じて景気に十分な配慮を行うことといたしました。特に、公共投資につきましては、国の公共事業のほか、財政投融资計画、地方単独事業について、いずれも近年最大の伸び率を確保いたしました。

補正予算も昨年十二月に成立したところであり、本年は、年初から総合経済対策の効果が本格的に発現してくるものと考えられます。これに平成五年度予算の効果が重なることにより、来年度における政府投資額は、平成四年度補正後の実績見込み額に対して九・五％増と高い伸びが見込まれます。

また、金融面では、先般第六次の公定歩合の引き下げが行われたところであり、市中金利に加え、貸出金利の低下が一層促進されることを期待しております。

こうした財政、金融両面からの措置の効果を踏まえれば、公共投資や住宅投資が成長を牽引する中で、個人消費や設備投資も徐々に回復に向かうものと期待され、我が国経済は、民間部門の自助努力とも相まって、内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経路へと円滑に移行していくものと考えます。この結果、平成五年度の実質経済成長率は三・三％程度になるものと見込まれます。

政府といたしましては、今後とも、景気動向を注視しつつ、主要国との経済政策の協調にも配慮しながら、適切かつ機動的な経済運営に最大限の努力を傾注してまいります。

物価の安定は、国民生活安定の基礎であることはもちろん、消費者の先行きへの信頼感を強めるものであります。平成五年度においても、物価は引き続き安定的に推移し、消費者物価は二・一％程度の上昇になるものと見込まれます。今後とも、原油価格、為替レート、国内需給等の動向を十分注視しつつ、物価の安定の維持に最善の努力を尽くしてまいります。

第二は、生活大五カ年計画に沿って生活大国の実現を目指すことであります。

本年は、生活大国の実現に向け本格的な第一歩を踏み出す年であると考えており、平成五年度の予算において、生活に関連した分野に公共事業関係費の重点配分を行うなど、生活大国づくりに十分配慮いたしました。

今後とも、生活に関連したものに重点を置いた社会資本の整備、勤労者世帯の平均年収の五倍程度を目安に良質な住宅の取得が可能となることを目指した総合的な土地政策と住宅政策、年間総労働時間千八百時間の達成に向けた労働時間の短縮のための施策、内外価格差の是正、縮小などの各般の施策を政府一体となって強力に推進してまいります。

また、ゆとり、安心、多様性のある国民生活を実現するため、個人生活重視の視点に立つて、現在の制度、慣行の見直しを進めるとともに、消費者保護会議で決定した施策を積極的、総合的に推進してまいります。特に、製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害の防止や救済のあり方につきましましては、昨年の国民生活審議会答申の趣旨を踏まえ、政府として、製品特性等も考慮しつつ精力的に検討を進めてまいります。同審議会においては、さらなる検討結果を本年中には取りまとめたいたしたいと思います。

第三は、調和ある対外経済関係の形成と世界経済の活性化への積極的貢献を行っていくこととあります。

このため、O.T.O.すなわち市場開放問題苦情処理推進本部の活動の強化等を通じて市場アクセスの一層の改善を図るとともに、ウルグアイ・ラウンドの成功に向けて一層の努力を行ってまいります。また、人口、難民等の地球的規模の課題も念頭に置き、政府開発援助大綱に基づいて、環境と開発の両立、軍事用途への使用回避などに留意しつつ、途上国援助の拡充とより適切な推進を図ってまいります。

さらに、経済情勢等に関して各国との対話を推進するなど、各国、各地域との関係を一層拡大、強化するよう努めてまいります。加えて、旧計画経済諸国についても、最近の政治経済情勢の動きも踏まえつつ、適切な知的支援等に努めてまいります。

今日の内外情勢には予断を許さないものがありますが、私は経済運営に誤りなきを期し、現下の

厳しい経済状況の克服と、二十一世紀を見据えた生活大国の実現を目指して最大限の努力を行ってまいります。

本委員会の御支援と御協力を切にお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○委員長(斎藤文夫君) 長官、どうぞ御退席いた

だいて結構でございます。

次に、通商産業行政の基本施策に関し、通商産業大臣から所信を聴取いたします。森通商産業大臣。

○国務大臣(森通商産業大臣) 第百二十六回国会における商工委員会の御審議に先立ち、通商産業行政に対する私の所信の一端を申し上げます。

今なお世界は、東西冷戦構造の崩壊という歴史的な地殻変動の余震の中にあり、新たな国際秩序を見出せないままです。流動化する様相を呈しております。一方、国内に目を転じますと、最近の我が国経済は、個人消費、設備投資の低迷、資産価格の下落によってかつてない厳しい状況にあり、また同時に、エネルギー環境問題、高齢化、時短等の構造的課題に直面しております。

内外とも困難な状況にありますが、今こそ国民の総力を結集し、国際社会において経済力に見合った責任と役割を主体的に果たしていく一方、国内においては、景気の早期回復に取り組むとともに、むしろ厳しい経済環境をばねとして構造改革を推進し、来るべき二十一世紀に向けた発展基盤の整備を図っていかねばなりません。

このような状況を踏まえ、私は、以下の諸点を中心に、通商産業政策の推進に向け全力を尽くす所存でございます。

第一の課題は、景気の早期回復に向けた適切な経済運営の遂行であります。最近の経済情勢を見ると、多くの産業が深刻な事態に直面しており、特に景気停滞の影響を受けやすい中小企業については、深く憂慮すべき状態となっております。また、資産価格の大幅な下落が、我が国の金融システム、さらには実体経済そのものに与える影響に

ついて注視が必要な状況にあります。

我が国の景気回復は、世界経済の発展のためにも不可欠であり、私はさきのEC訪問における各国首脳との会談を通じ、この点についての我が国の役割の重要性とそれに対する各国の期待を痛感したところであります。

私といたしましては、経済の実情把握に対する努力を片時も怠ることなく、実態に応じた機動的な対応に努め、一日も早い景気回復の実現を図ってまいり所存であります。

第二の課題は、エネルギー環境問題の克服であります。人類共通の課題である地球環境問題を克服し、美しい地球を次代を担う子供たちに引き継いでいくことは我々の責務であります。そのため、経済成長、エネルギー、環境保全を三位一体とした総合的な視点に立つて、技術による現状打破を図るとともに、企業、国民の省エネルギー、リサイクル、物流効率化などに向けた自主的な努力を喚起、助長することにより、エネルギー環境問題に即応した産業経済構造への転換を目指してまいります。この一環として、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案並びにエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案を今国会に提出いたしました。

また、環境と開発の両立に取り組む発展途上国の自助努力に対し、グリーン・エイド・プランを初めとする総合的な支援策を積極的に展開してまいります。

さらに、引き続き安全性に万全を期しつつ原子力の開発利用を推進するとともに、石油を初めとするエネルギーの安定供給確保にも努めてまいります。

第三の課題は、新たな国際秩序の構築に向けた国際社会への貢献であります。自由貿易を通じて世界経済の長期的繁栄を確保するためには、基盤となる新しい多角的貿易体制の枠組みが不可欠であります。このため、ウルグアイ・ラウンド交渉を早期かつ成功裏に結結させるべく、交渉に全力

を挙げて取り組んでまいります。

また、我が国の経常黒字は、近年大幅に拡大しており、対外均衡の達成と世界経済活性化に向け、内需主導型経済成長の定着、一層の輸入拡大に努める一方、経済協力の大規模な充実、貿易保険の抜本的な拡充を図り、発展途上国等の自立的発展に寄与するため、従前に比して質量ともに充実した資金還流の促進を図ってまいります。このため、貿易保険法の改正案を今国会に提出いたします。

さらに、平和国家を標榜する我が国として安全保障分野における国際貢献を果たすとの観点から、大量破壊兵器等の不拡散、通常兵器の過剰蓄積の防止を図るべく、諸外国と協調しつつ実効ある輸出管理体制を構築していく所存であります。

各地域との関係につきましましては、国際産業交流の積極的推進により、米国、EC等先進各国との円滑な対外経済関係の構築に努める一方、APECの充実、ASEANとの対話の強化等により、アジア・太平洋地域の一層の発展に貢献してまいります。また、旧ソ連、中・東欧に対しても、技術支援、貿易投資の円滑化措置を通じて、市場経済化、民主化に向けての自助努力を支援してまいります。

第四の課題は、我が国経済の活力の源泉たる中小企業の活性化であります。現在の経済状況を反映し、特に中小企業を取り巻く金融情勢については厳しいものがあります。このため、中小企業の資金調達の円滑化を図るべく中小企業信用保険法の改正案を提出することといたしております。

また、近年小規模事業者は、事業所数の減少等厳しい経営環境に直面していることから、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案を提出する等所要の施策を推進してまいります。

第五の課題は、長期的経済発展基盤の整備であります。創造的な技術開発の基礎となる工業所有権制度については、迅速な権利付与、制度の国際的調和

を図るため、特許法等の一部を改正する法律案を提出するなど所要の施策を推進してまいります。

また、不正競争の実態に対応し、その防止を通じた公正な競争秩序の確保を図るため、不正競争防止法の全面改正案を提出することとしております。

さらに、情報化の一層の推進と基礎的独創的研究開発の強化に努める一方、ゆとりと豊かさを実感できる社会の実現を図るため、伝統と個性を生かした産業の育成、一極集中は正、総合的流通対策等に取り組みとともに、総合製品安全対策についても、消費者の視点を重視した施策を講じてまいります。

以上、今後の通商産業行政の基本的方向についての所信の一端を申し上げます。

私は、国民各位の御理解のもとに、通商産業行政の遂行に全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。委員各位の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(斎藤文夫君) 以上で両大臣の所信の聴取は終了いたしました。

なお、平成五年度通商産業省関係予算及び平成五年度経済企画庁関係予算につきましては、お手元に配付してあります関係資料をもって説明にかえさせていただきますので、御了承願います。

大臣及び政務次官、御退席をいたして結構でございます。

次に、平成四年における公正取引委員会の業務の概略について、公正取引委員会委員長から説明を聴取いたします。小堀公正取引委員会委員長。

○政府委員(小堀正巳君) 平成四年における公正取引委員会の業務につきまして、その概略を御説明申し上げます。

独占禁止法違反行為につきましては、我が国市場を国際的により開かれたものとし、消費者の利益を確保して豊かな国民生活を実現していくとの観点から厳正に対処し、価格カルテル、入札談合等三十二件について審決により違反行為の排除を命じたほか、十九件の警告を行いました。また、

十九件の価格カルテル事件について、総額四十一億二千九百四十二万円の課徴金の納付を命じました。

さらに、独占禁止法違反行為を未然に防止するため、どのような行為が独占禁止法に違反するかをできる限り具体的に示す「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」等のガイドラインの普及、定着に一層努めました。

価格の同調的引き上げに関する報告徴収につきましては、価格引き上げ理由の報告を求め、平成四年中にその概要を年次報告において国会に御報告申し上げましたものは、一般日刊全国新聞紙、魚肉ハム・ソーセージ等十品目であります。

事業活動及び経済実態の調査といたしましては、六大企業集団の実態に関する調査等を行いました。

独占禁止法適用除外制度につきましては、再販適用除外制度の見直しを行い、再販指定品目のうちおおむね半数の指定を取り消すこととしました。また、政府規制制度につきましては、研究会を開催し、国際航空運賃及び放送事業について競争政策上の問題を検討しました。

下請法に関する業務につきましては、下請取引の適正化及び下請事業者の利益確保を図るため、下請代金の減額等の違反行為を行っていた親事業者一千六百二十七社に対して減額分の返還等を指導しました。

景品表示法に関する業務につきましては、消費者の適正な商品選択が妨げられることのないよう過大な景品類の提供及び不当表示の排除に努め、平成四年中に七件について排除命令を行ったほか、八百四十五件については是正を指導いたしました。

以上、簡単ではございますが、業務の概略につきまして御説明申し上げます。今後ともよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

○委員長(斎藤文夫君) 以上で説明は終了いたしました。

両大臣の所信に対する質疑は後日行うことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時二分散会

二月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願(第三八号)(第三九号)(第六七号)

第三八号 平成五年一月二十五日受理

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願(二通)

請願者 静岡県磐田郡福田町福田一、五一八 寺田正捷 外千四百八十名

紹介議員 竹山 裕君

綿織物等とは全国に多数の産地を形成し、長年にわたりその地域経済の中核として地域の振興に寄与してきた。しかし、最近綿織物の輸入は逐年増大し、平成三年は綿布相場の大低下にもかかわらず、中国を始め近隣諸国からの輸入は六億七千万平方メートルで前年比十一パーセント増加(特に中国は前年比二十一パーセントの大幅増)し、生産対輸入比率が四十二パーセントの高水準に達し、需給バランスの失調に拍車をかけている。さらに布帛(はく)二次製品の大規模輸入とも併せて綿織物業界は、未曾(ぞ)有の不況に見舞われている。このため各産地において休業業を余儀なくされる企業が続出し、設備登録制の段階的廃止措置とも関連し、業界全体に不安感が広がり、パニックの機相となつてきている。綿織物等の輸入をこのまま放置すれば業界は大幅な需給バランスの崩れにより、販売不振、工賃の更なる下落等ますます深刻な状況に陥り、壊滅的な打撃を受けることは必至である。綿織物業界はこのような状況にあるので、企業並びに産地が現在の苦境を脱し、目まぐるしく変化する国際経済情勢下で生き残りを図るためには、国による輸入秩序化対策その他の業界対策等

の実施が必要である。については、次の事項について実現を図りたい。

一、国において速やかに綿織物等の実効ある輸入秩序化対策を確立すること。

第三九号 平成五年一月二十五日受理

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願(二通)

請願者 静岡県磐田郡福田町福田一、七七三ノ一 山中稔 外千四百五十九名

紹介議員 木宮 和彦君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第六七号 平成五年一月二十七日受理

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

請願者 兵庫県西脇市高井町二二四 来住逸雄 外千八百八十名

紹介議員 河本 三郎君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

二月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願(第八九号)(第九〇号)(第一〇七号)(第一〇八号)(第一二二号)(第一四六号)(第一四七号)(第一六二号)

第八九号 平成五年一月二十九日受理

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

請願者 岡山県倉敷市曾原四一四 武健澄 治 外二百八十名

紹介議員 加藤 紀文君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第九〇号 平成五年一月二十九日受理

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

請願者 三重県多気郡明和町大字養川甲三七三 西口岩男 外百四十五名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第一〇七号 平成五年二月一日受理

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

請願者 兵庫県西脇市西脇八二 藤井良己 外二百名

紹介議員 石井 一二君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第一〇八号 平成五年二月一日受理

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願(二通)

請願者 愛知県一宮市千秋町加納馬場三七八 中野邦夫 外千二百八名

紹介議員 吉川 博君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第一二二号 平成五年二月二日受理

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

請願者 愛知県幡豆郡幡豆町大字西幡豆字南岡割四三 本山要吉 外九百名

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第一四六号 平成五年二月三日受理

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島神田町二、〇〇六 片山雄之助 外二百八十名

紹介議員 片山虎之助君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第一四七号 平成五年二月三日受理

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願(三通)

請願者 愛知県知多郡武豊町宇迎戸一三ノ二 榊原嘉則 外三千三百五十名
紹介議員 大木 浩君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第一六二号 平成五年二月四日受理
綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

請願者 福岡県筑後市大字熊野九四一 山口恭介 外七十一名
紹介議員 吉村剛太郎君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、商工会及び商工会議所がその機能を活用して小規模事業者の経営の改善発達を支援するための措置を講ずることにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小規模事業者」とは、商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)第二条に規定する商工業者で、常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下のものをいう。

(基本指針)

第三条 通商産業大臣は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所(以下「商工会等」という。)に対する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 小規模事業者の経営の改善発達のための基本的な方向

二 近代的经营管理方法の導入等経営管理に関する指導に関する事項

三 技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項

四 事業の共同化等に寄与する施設の設置に関する事項

五 商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業との関係に関する事項

六 商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導等に関する事項

七 その他小規模事業者の経営の改善発達に関する重要事項

3 通商産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業近代化審議会の意見を聴かなければならない。

4 通商産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(経営改善普及事業に係る補助)

第四条 国は、政令で定めるところにより、商工会若しくは商工会議所が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業(次条第一項に規定する基盤施設事業を除く。以下「経営改善普及事業」という。)に必要な経費又は経営改善普及事業に関し都道府県商工会連合会が基本指針に即して商工会を指導す

るために必要な経費について、都道府県が補助する場合に、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に必要な経費の一部を補助することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、全国商工会連合会又は日本商工会議所(以下「全国団体」という。)に対し、予算の範囲内において、経営改善普及事業に関し全国団体が基本指針に即して商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所を指導するために必要な経費の一部を補助することができる。

(基盤施設計画の認定)

第五条 商工会等は、共同工場、展示施設その他の小規模事業者の事業の共同化等に寄与する施設を設置する事業(以下「基盤施設計画」という。)についての計画(以下「基盤施設計画」という。)を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その基盤施設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 商工会等は、商工会等以外の者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために必要であると認める場合にあっては、商工会等以外の者を基盤施設事業の全部又は一部を実施する者とする基盤施設計画を作成し、前項の認定を申請することができる。

3 基盤施設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 基盤施設事業の目標

二 基盤施設事業の内容

三 基盤施設事業の実施時期

四 基盤施設事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 商工会等以外の者が基盤施設事業の全部又は一部を実施する場合にあっては、当該実施する者並びにその者に対して商工会等が行う指導及び助言の方法

4 通商産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その基盤施設計画が次の各号

のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が基盤施設事業を確実に遂行するために適切なものであること。

三 前項第五号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ、同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものであること。

(基盤施設計画の変更等)

第六条 前条第一項の認定を受けた商工会等は、当該認定に係る基盤施設計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認定を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前条第一項の認定に係る基盤施設計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定基盤施設計画」という。)が、同条第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定基盤施設計画に従って基盤施設事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(資金の確保)

第七条 国は、認定基盤施設計画に従って基盤施設事業を実施するために必要な資金の確保に努めるものとする。

(全国団体の事業の範囲の特例)

第八条 全国商工会連合会は、商工会法第五十五条の八第二項に規定する事業のほか、商工会又は都道府県商工会連合会の基盤施設事業の実施を円滑化するため、次の事業を行うものとする。

一 商工会又は都道府県商工会連合会が認定基

盤施設計画に従つて基盤施設事業を実施するために必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 前号の事業に附帯する事業を行うこと。

2 日本商工会議所は、商工会議所法(昭和二十八年法律第百四十三号)第六十五条に規定する事業のほか、商工会議所の基盤施設事業の実施を円滑化するため、次の事業を行うものとする。

一 商工会議所が認定基盤施設計画に従つて基盤施設事業を実施するために必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 前号の事業に附帯する事業を行うこと。

(業務方法書)

第九條 全国団体は、前条第一項又は第二項に規定する事業(以下「保証事業等」という。)の開始の時までに、保証事業等に係る業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(信用基金)

第十條 全国団体は、保証事業等に関する信用基金を設け、国から交付された金額と全国団体が負担する保証業務の弁済に充てることを条件として国以外の者から出えんされた金額との合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

(区分経理)

第十一條 全国団体は、保証事業等に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の会計を設けて整理しなければならない。

(事業計画等の認可)

第十二條 全国団体は、毎事業年度、保証事業等に係る事業計画、収支予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第十三條 全国団体は、毎事業年度、保証事業等

に係る事業報告書、財産目録及び収支計算書を作成し、当該事業年度終了の日から三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(監督)

第十四條 通商産業大臣は、保証事業等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、全国団体に對し、保証事業等に関して監督上必要な命令をすることができ。

(事業の廃止)

第十五條 保証事業等の廃止に伴う第十一条の特別の会計に係る残余財産の帰属その他の措置については、別に法律で定める。

(通商産業省令への委任)

第十六條 この法律に定めるもののほか、保証事業等に係る財務及び会計に関する事項は、通商産業省令で定める。

(大蔵大臣との協議)

第十七條 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第九條又は第十二條の認可をしようとするとき。

二 第十三條の承認をしようとするとき。

三 前条の通商産業省令を定めようとするとき。

(連携計画の認定)

第十八條 商工会等は、商工会等以外の者が実施する技術に関する研修、展示会その他の小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する事業であつて、商工会等が実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業(以下「支援事業」という。)と連携して実施されるもの(以下「連携事業」という。)について、この計画(以下「連携計画」という。)を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その連携計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 連携計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 連携事業及びこれと連携して実施される支

援事業の内容

二 連携事業を実施する者

三 連携事業の実施時期

四 連携事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 第二号に掲げる者に対して商工会等が行う指導及び助言の方法

3 通商産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その連携計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が基本指針に照らして適切であり、かつ、当該連携事業が連携して実施されることが当該支援事業の効果的な実施に資するものであること。

二 前項第二号に掲げる者が連携事業を実施する者として適切なものであること。

三 前項第三号及び第四号に掲げる事項が連携事業を確実に遂行するために適切なものであること。

四 前項第五号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものであること。

(連携計画の変更等)

第十九條 前条第一項の認定を受けた商工会等は、当該認定に係る連携計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認定を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前条第一項の認定に係る連携計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定連携計画」という。)が、同条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定連携計画に従つて連携事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十條 認定基盤施設計画又は認定連携計画に

において基盤施設事業又は連携事業を実施する者とされた民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第一項の中小企業者により出資され、又は拠出されているものに限る。以下「公益法人」という。)であつて、当該認定基盤施設計画又は当該認定連携計画に従つた基盤施設事業又は連携事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第六条第二項の認定基盤施設計画又は同法第十九条第二項の認定連携計画に従つた基盤施設事業又は連携事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(中小企業近代化資金等助成法の特例)

第二十一條 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であつて、認定基盤施設計画又は認定連携計画において基盤施設事業又は連携事業を実施する者とされた者が当該認定基盤施設計画又は当該認定連携計画に従つて設置する設備に係るものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(報告及び検査)

第二十二條 通商産業大臣は、認定基盤施設計画に係る基盤施設事業又は認定連携計画に係る連携事業の実施状況について、当該認定を受けた商工会等に対し、報告を求めることができる。

2 通商産業大臣は、保証事業等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、全国団体に對して、保証事業等に係る業務に關し報告をさせ、又はその職員に、全国団体の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第二項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)
第二十三條 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を通商産業局長又は都道府県知事に委任することができる。

(罰則)
第二十四條 第二十二條第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 商工会等の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、商工会等の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その商工会等に対して同項の刑を科する。

第二十五條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした全国団体の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二 第十四條の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 全国団体のこの法律の施行の日を含む事業年度の保証事業等に係る事業計画、収支予算及び資金計画については、第十二條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「保証事業等の開始の時までに」と読み替えるものとする。

(地方税法の一部改正)
第三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に關する法律(平成五年法律第 号) 第三條第一項に規定する商工会等が同法第五條第一項の規定による認定を受けた同項に規定する基盤施設計画に従つて実施する基盤施設事業又は当該基盤施設事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する土地で政令で定めるもの

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第四條 商工会の組織等に関する法律(昭和三十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
商工会法

目次中「第二章の二」を「第三章」に、「第十五條の十八」を「第五十八條」に改め、「第三章商工会等の行なう小規模事業者のための事業の助成(第五十六條)」を削り、「第五十七條」を「第五十九條」に改める。

第一條中「あわせて商工会及び商工会連合会並びに商工会議所の行なう小規模事業者のための事業活動を促進するための措置を講じ」を削る。

第二條第二項を削る。

第二十二條第六項及び第四十七條中「商工会の組織等に関する法律」を「商工会法」に改める。

第三章を削る。

第五十七條及び第五十八條を削り、第二章の二第五節中第五十五條の十八の次に次の三條を加える。

第五十六條から第五十八條まで 削除
第二章の二を第三章とする。
(地方自治法等の一部改正)
第五條 次に掲げる法律の規定中「商工会の組織等に関する法律」を「商工会法」に改める。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第三第一号(九十七の十一)

二 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表商工会の項及び商工会連合会の項

三 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第二第一号の表商工会の項及び商工会連合会の項

四 消費税法(昭和六十三年法律第八十八号)別表第三第一号の表商工会の項及び商工会連合会の項
(中小企業庁設置法の一部改正)
第六條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「商工会の組織等に関する法律」を「商工会法」に改め、第七号の六の次に次の一号を加える。

七の七 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に關する法律(平成五年法律第 号)の施行に關すること。

第二百二十五回国会商工委員会會議録正誤

第二号中正誤

ページ 段 行 誤 正

四 終わり 罰則して 罰して

二 三 七 經濟界 經濟界

三 三 八 通産省公取 通産省、公取

三 一 終わり 一罰百戒 一罰百戒

第三号中正誤

ページ 段 行 誤 正

二 終わり チツツク チエツク

八 二 一 所管庁 諸官庁

平成五年二月二十四日印刷

平成五年二月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K